

# 道教組短信

2012・6・8  
道教組書記局  
担当 新保

## 大飯原発再稼働に「反対」

## 札幌市中心部での集会・デモに350名参加



原発問題全道連絡会など脱原発を主張する市民団体が6日夕方、札幌市中心部で関西電力大飯原発の再稼働反対を訴えるデモ行進を行いました。

道教組書記局4名も横断幕や組合旗を持参し参加。デモには約350人が参加し、大通りからすすきのまで、「大飯原発の再稼働はやめろ」などのシュプレヒコールをあげました。

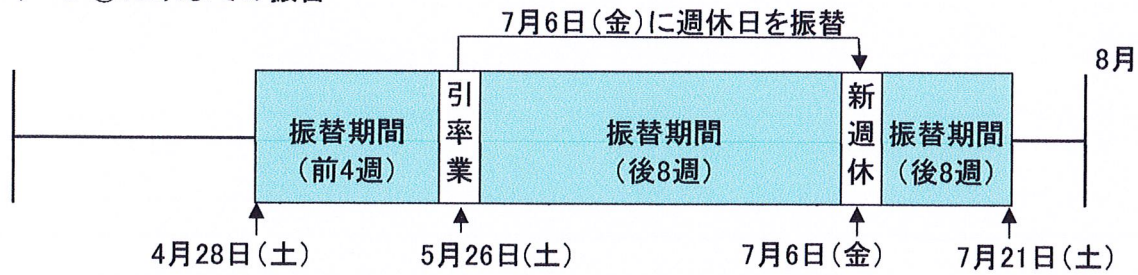
## 道学校職員（義務制職員も）長期休業中に週休日の振替が可能に

道教委は、道学校職員の週休日の振替等にかかる振替期間にかかる特例を決定しました。

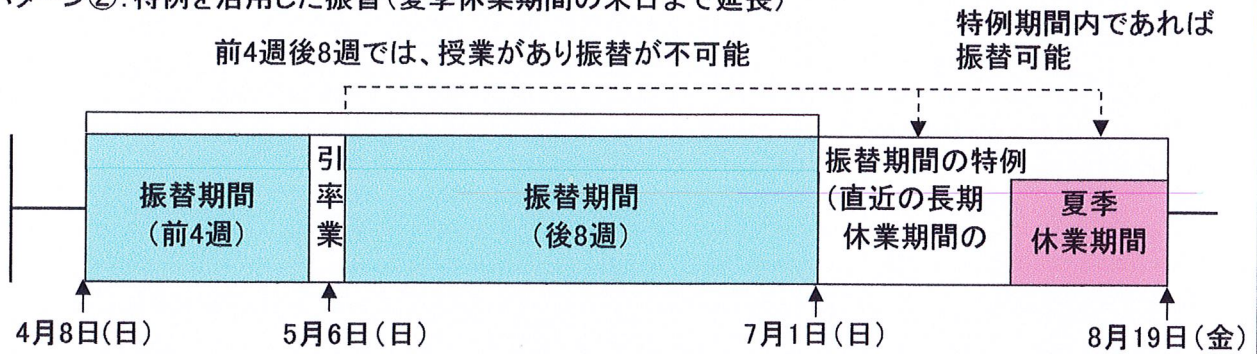
道内の公立小学校、中学校、高校、特別支援学校において、児童の引率業務などによる週休日の振替等を、従来は、「前4週後8週」内としていたが、期間内の振替が困難で、学校運営上特に必要と認める場合に限り、振替期間の末日を「前4週後8週後、直近の長期休業期間（夏季休業又は冬季休業のいずれか）の末日、さらに、冬季休業期間で対応しきれない場合は、学年末・学年始休業期間の末日」と改善されました。（6月1日道教委通達）

- (1) 対外運動競技等における児童・生徒引率業務
- (2) 児童・生徒引率業務（(1)以外）
- (3) 学校行事（学校祭、修学旅行等）に関する業務

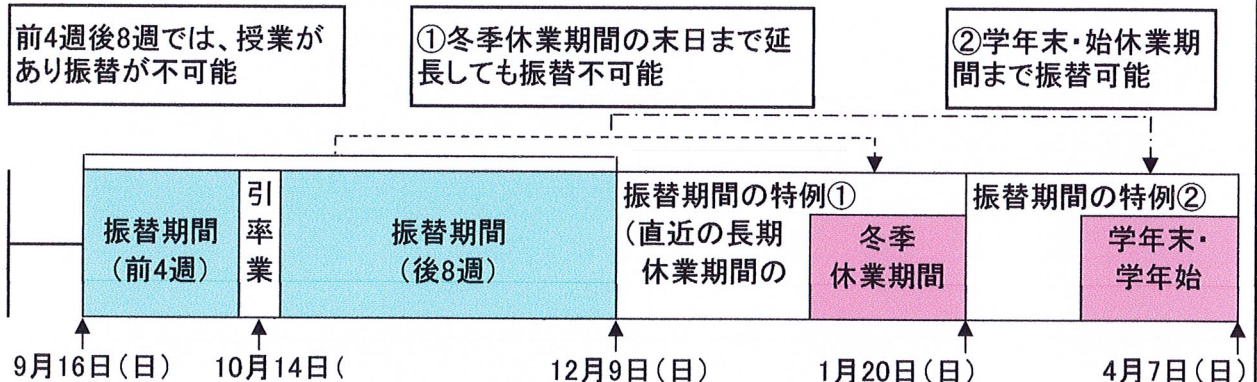
パターン①:これまでの振替



パターン②:特例を活用した振替(夏季休業期間の末日まで延長)

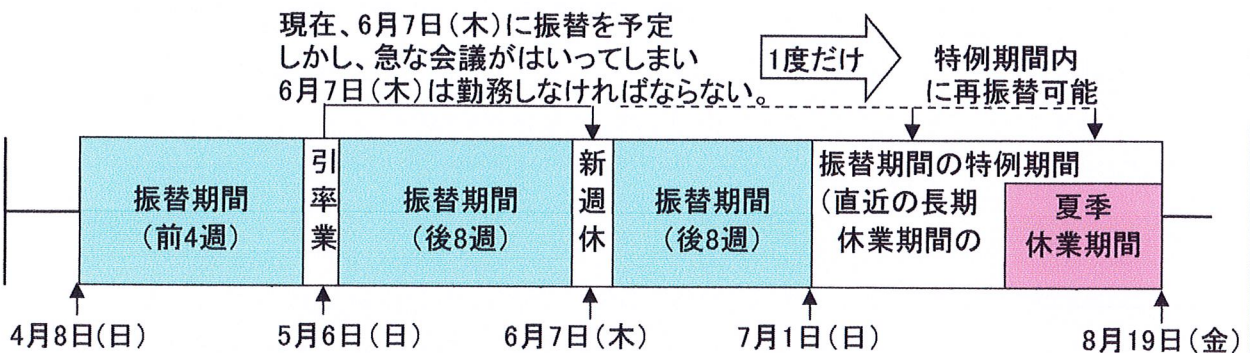


パターン③:特例を活用した振替(学年末・学年始休業日の末日まで延長)



※後8週後の直近の長期休業期間が冬季休業期間であり、冬季休業期間の末日まで振替期間を延長するも、それでも振替が困難な場合には、学年末・学年始休業期間の末日まで振替期間を延長することができる。

パターン④:経過措置による振替



※通達施行時に通達施行後に振替後の週休日を設定している場合、1度だけ、振替期間の特例の期間内に再振替可能(振替期間内(前4週後8週)で振替が困難な場合に限る。)